

# 基本目標4

助け合う心を大切に

明るい家庭や地域をつくるまちづくり

|   |                  |     |
|---|------------------|-----|
| 1 | 健康増進の推進          | 93  |
| 2 | 地域福祉の推進          | 96  |
| 3 | 高齢者福祉の充実         | 98  |
| 4 | 障がい者福祉の充実        | 101 |
| 5 | 児童福祉・子育て支援の推進    | 104 |
| 6 | ひとり親家庭等に対する福祉の充実 | 107 |
| 7 | 社会保障の充実          | 109 |
| 8 | 地域医療の確保と充実       | 110 |
| 9 | 人権・同和問題と多様性の尊重   | 112 |





## 現況と課題

### 1. 健康づくり事業の取組

- 子どもから高齢者まで、ともに元気で安心・安全に暮らしてもらうため、「健康つわの21計画（第1期：平成25年度～令和4年度、第2期：令和5年度～令和14年度）」により、町民が健康で幸せな生活を送ることを目指し、町民参画による健康づくりに取り組んでいます。
- 健康目標達成に向けた取組を評価し、計画の推進を図る必要があります。
- 町内の自死防止ネットワーク体制の整備を行い、医療機関や関係機関と連携し地域全体でうつ病対策、自死防止対策に取り組む必要があります。

### 2. 生活習慣病予防の取組

- 広報誌に健康や疾病予防の情報を掲載し、健康に関する相談窓口の周知を行い、相談を実施しています。
- 集団及び個別医療機関における各種がん検診の実施、要精検者のうち未受診者への受診勧奨等、疾病の早期発見・早期治療を推進しています。
- 生活習慣病予防対策については、「健康つわの21計画」により、行動目標等を設定し取り組んでおり、引き続き地域や関係機関等と連携して生活習慣病予防の推進を図る必要があります。

#### 【健康増進事業の実施状況】

|          | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 胃がん検診    | 307    | 312    | 274    | 243    | 150   |
| 結核・肺がん検診 | 1,367  | 1,341  | 1,142  | 1,081  | 1,077 |
| 乳がん検診    | 460    | 432    | 310    | 568    | 418   |
| 子宮頸がん検診  | 342    | 358    | 303    | 438    | 331   |
| 大腸がん検診   | 1,170  | 1,024  | 1,041  | 1,120  | 1,062 |

(単位:人)  
資料) 庁内資料

#### 【母子保健事業の実施状況】

|               | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 母子手帳交付        | 40     | 25     | 44     | 23     | 31    |
| かんがる一教室(延べ件数) | 14     | 7      | 9      | 7      | 11    |
| 育児相談(延べ件数)    | 157    | 121    | 197    | 184    | 208   |
| 訪問(延べ件数)      | 143    | 164    | 152    | 354    | 230   |
| 離乳食教室(延べ件数)   | 13     | 22     | 7      | 19     | 9     |
| 乳児健康診査        | 86     | 77     | 55     | 84     | 46    |
| 1歳6か月児健康診査    | 41     | 44     | 35     | 31     | 35    |
| 2歳児健康診査       | 41     | 42     | 44     | 36     | 34    |
| 3歳児健康診査       | 42     | 40     | 44     | 43     | 38    |

(単位:人)  
資料) 庁内資料

## 基本方針

町民の健康づくりは、生涯を通じて取り組む必要があり、医療機関と連携しながら、生活習慣病や心の病気を予防するため、正しい知識の普及と健康診断の受診の促進、病気の早期発見等、健康づくりの推進と保健サービス充実し、健康の保持と増進を図ります。

## 主要施策

| 施策名                                         | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 健康づくりの推進<br>【関係主要指標：①②】                   | <p>「健康つわの21計画」を推進するために、引き続き「健康で生きがいのある町づくり会議」を中心に町民・関係機関・行政がそれぞれの役割を明確にして健康づくりに取り組めます。</p> <p>特定健康診査及び後期高齢者健康診査については、未受診者の受診勧奨を行い、受診率の向上を図るとともに、町民の健康管理の充実に向けた取組を行います。</p> <p>がん対策については、胃がん、肺がんをはじめとする各種がん検診を実施します。大腸がん検診は、無料化及び「郵送法」での実施により、多くの方に受診をしてもらい早期発見・治療に努めます。</p> <p>歯科保健事業については、妊婦歯科検診や40、50、60、70歳の男女を対象とした「歯周疾患検診」の自己負担金を無料化することにより、歯周病予防対策を推進します。</p> <p>母子保健対策については、一般不妊治療費等助成及び風しん予防接種費の助成を実施し、子育て世代等の経済的な負担の軽減を図ります。</p> <p>地域ぐるみの健康づくりについては、「津和野町健康で生きがいのある町づくり会議」を中心に、健康を守る会等の地区組織と連携を図り、地域住民の参画を得ながら活動を展開・支援し、さらなる健康づくりを推進します。</p> <p>自死に関する正しい知識を知り、適切な対応や関係機関と連携を図ることができると人財の育成に努めます。また、地域で支援の輪を広げられる関係づくりの構築に向けた関係機関との会議を実施します。</p> <p>生活習慣病やロコモティブシンドローム*に対する運動の効果、正しい運動方法等を伝えながら、継続的な健康づくりにつながるよう取組を行います。</p> <p>*ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態。</p> <p>運動器とは、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板等のこと。</p> |
| 2 生活習慣病予防の推進<br>（定期健診・健康相談等）<br>【関係主要指標：③④】 | <p>受診しやすい環境づくりに努め、受診率のさらなる向上を図ることにより疾病の早期発見、早期治療を目指します。</p> <p>食生活の乱れは、生活習慣病やその他の病気に大きく関連するため、「健康で生きがいのある町づくり会議」、「食生活改善推進協議会」を中心に引き続き地域や関係機関等と連携を図りながら生活習慣病予防を推進します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

※★印は、総合戦略の重要業績評価指数 (KPI) としても位置付けている指標です。

主要指標

| 総合戦略 | 指標名                                                 | 現状<br>(令和2年度) | 目標<br>(令和8年度) |
|------|-----------------------------------------------------|---------------|---------------|
|      | ① 国保特定健診受診率 (暫定値)<br>(受診者/40歳～74歳の国保被保険者)           | 50.4%         | 60%           |
|      | ② 特定保健指導の終了率<br>(終了者/特定保健指導対象者)                     | 76.2%         | 80%           |
|      | ③ 大腸がん検診受診率 (男)<br>(地域保健報告算定対象年齢<br>受診者/40歳～74歳の男性) | 14.5%         | 20%           |
|      | ④ 大腸がん検診受診率 (女)<br>(地域保健報告算定対象年齢<br>受診者/40歳～74歳の女性) | 24.4%         | 30%           |

関連する個別計画

- 津和野町健康増進計画
- 津和野町国民健康保険 第1期データヘルス/第3期特定健康診査等実施計画
- 津和野町食と農のまちづくり推進計画

## 4-2 地域福祉の推進

### 現況と課題

#### 1. 地域福祉活動の促進

- 近年、町民や地域が抱える生活課題は、一層多様化し、高齢者、障がい者、子育て家庭等の個々の福祉分野において行政だけでは十分に対応できない状況が生じています。このため、地域福祉は、公的サービスだけでは対応できないニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支え合う仕組みを作り上げることが大きな目的としています。
  - 国においては、このような地域福祉の必要性を踏まえ、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を各市町村が策定し計画的に地域福祉の向上に努めるように求めています。
  - 本町では、「津和野町地域福祉計画（平成30年度～令和4年度）」により、3つの基本目標「地域で助け合い、支え合う」、「暮らしを支える福祉サービスを充実する」、「地域で活躍する人と町をつくる」を基に事業に取り組んでいます。
- #### 2. ボランティア活動の推進
- 社会福祉協議会とともに各種ボランティア活動の推進に取り組んでいます。精神保健福祉ボランティアについては、自立支援協議会と連携し精神障がい者の生活や社会参加を支援するために取組を行っています。
- #### 3. 買い物支援の充実
- 見守り、買い物支援等高齢者等のニーズに合わせた生活支援サービスの推進を図る必要があります。

### 基本方針

町民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉の充実を図るとともに、地域による協 lực体制の構築を目指します。

## 関連するSDGs17の目標



## 主要施策

| 施策名                         | 取組内容                                                                                 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 地域福祉活動の促進<br>【関係主要指標：①】   | 地域福祉を充実していくために、行政と住民の連携と協働、各種機関が協力して課題の解決にあたる自助、互助、共助、公助をミックスした新しいスタイルによる福祉の実現に努めます。 |
| 2 ボランティア活動の推進<br>【関係主要指標：②】 | 今後ボランティア活動を通じて住民が共生するための学習や実践活動を積極的に支援します。                                           |
| 3 買い物支援の充実<br>【関係主要指標：③】    | 社会福祉協議会と協力してボランティア活動に取り組むとともに、町内で育成した精神保健福祉ボランティアのスキル向上や活用を図ります。                     |
|                             | 利用者からの買い物依頼を買い物支援センターで受付し、地域商店の商品を届ける見守りも含めた買い物支援宅配サービスを提供します。                       |

## 主要指標

※★印は、総合戦略の重要業績評価指数 (KPI) としても位置付けている指標です。

| 総合戦略 | 指標名                                                       | 現状<br>(平成27年度) | 目標<br>(令和8年度) |
|------|-----------------------------------------------------------|----------------|---------------|
|      | ①行政と住民が協力し合い、ともに福祉課題に取り組むべきと考える人 (A) の割合*<br>(A/アンケート回答数) | 58.1%          | 70%           |
|      | ②ボランティア活動に参加している人 (B) の割合*<br>(B/アンケート回答数)                | 14.5%          | 20%           |
|      | ③買い物支援サービスに満足している<br>利用者の割合                               | —              | 70%           |

\*津和野町の福祉に関するアンケート調査による

## 関連する個別計画

- 津和野町地域福祉計画

## 4-3 高齢者福祉の充実

### 現況と課題

#### 1. 高齢者福祉の現状

- わが国の平均寿命は、依然として世界でも最高水準にあり、いわゆる団塊の世代が令和7年（2025年）には後期高齢者となる等、高齢化が急速に進行するとともに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想されています。
- 第8期を迎えた介護保険制度が定着し、介護サービスを必要とする人が増加する一方、地域社会や町民意識の変化により、家庭における介護力の低下や地域内でのつながりの希薄化等により、高齢者の孤立化や虐待、災害時の対応等の問題が顕著になる等、高齢者のニーズは多様化しており、公的な介護保険サービスだけでなく地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが求められています。
- 本町における高齢者の現状については、令和3年9月末現在の高齢化率は48.9%となっており、この20年ほどで約15%増加しています。また、一人暮らしを含む高齢者のみの世帯も年々増加しており、高齢者支援は本町の福祉施策の中でも最も重要な課題の1つです。
- 本町では、平成29年度に策定した津和野町地域福祉計画、令和3年度からの第8期津和野町老人保健福祉・介護事業計画に基づき各種施策を進めています。

#### 2. 高齢者の生きがいづくりの状況

- 高齢者に対する福祉の充実や社会生活の向上を図るため、「老人クラブ」や「シルバー人材センター」を中心に、積極的な活動を推進しています。引き続き高齢者が活動に参加しやすい環境を整えるため、内容や周知方法について検討していきます。

#### 3. 高齢者福祉サービスの状況

- 要介護・要支援になる恐れのある高齢者を把握し、適切な介護（予防）サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を含めた地域支援事業につなげ、介護予防・重度化防止、生活機能の改善・維持を推進していきます。
- 在宅福祉については、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、地域の医療機関と介護関係機関が連携して、一体的に在宅医療と介護サービスを提供することが重要であり、そのための連携体制づくりを進めていきます。
- 町単独での高齢者福祉サービスとしては、緊急通報装置設置事業や高齢者等配食サービス事業を実施しています。また、民生児童委員の支援や育成を図るとともに、地域住民のボランティア養成と多様な自主活動等、地域での共助のしくみ等の特色を生かし、高齢者が地域で安心して生活を営むことができるように取り組んでいます。

#### 4. 気軽に集まれる場づくり

- 自主活動の場として町内各地で活動を展開しており、各地区とも工夫をこらしながら活動をしています。交通手段がないという理由から参加者が減少している地区もあり、継続的に参加できる移動支援等の取組が必要となっています。

#### 5. 地域包括ケア体制の整備

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指し、高齢者の生活を支えるために「医療・介護・生活支援・介護予防・住まい」の5つの要素を連携させながら地域でのつながりづくりを構築していきます。
- また、在宅医療や訪問看護の充実等で医療と介護の連携強化を図るとともに、介護予防の取組を行い、高齢者の見守り、健康寿命の延伸を図ります。
- 一人暮らし高齢者等の見守りと異変時の保護のため、安否確認を行うとともに地域との絆づくり、地域の集いの場への参加等の働きかけも視野に入れた見守り活動を民生児童委員の協力を得て実施しています。

関連するSDGs17の目標



【地区別の高齢者数及び世帯数：令和2年3月31日現在】

(単位：人、世帯、%)

| 地区名   | 人口①   | 65歳以上の<br>高齢者<br>数② | 比率②/① | 世帯数③  | ③の内65<br>歳以上で<br>構成される<br>世帯数④ | 比率④/③ | ④の内一人<br>世帯数⑤ | 比率⑤/③ |
|-------|-------|---------------------|-------|-------|--------------------------------|-------|---------------|-------|
| 津和野   | 2,164 | 1,131               | 52.3% | 1,131 | 591                            | 52.3% | 378           | 33.4% |
| 小川    | 681   | 318                 | 46.7% | 318   | 136                            | 42.8% | 76            | 23.9% |
| 木部    | 563   | 267                 | 47.4% | 267   | 153                            | 57.3% | 81            | 30.3% |
| 畑迫    | 593   | 290                 | 48.9% | 290   | 158                            | 54.5% | 85            | 29.3% |
| 左鎧    | 255   | 118                 | 46.3% | 118   | 53                             | 44.9% | 34            | 28.8% |
| 日原    | 666   | 362                 | 54.4% | 362   | 190                            | 52.5% | 139           | 38.4% |
| 須川    | 168   | 79                  | 47.0% | 79    | 39                             | 49.4% | 21            | 26.6% |
| 滝元    | 235   | 101                 | 43.0% | 101   | 43                             | 42.6% | 20            | 19.8% |
| 枕瀬    | 518   | 259                 | 50.0% | 259   | 95                             | 36.7% | 55            | 21.2% |
| 池河    | 555   | 232                 | 41.8% | 232   | 97                             | 41.8% | 45            | 19.4% |
| 商人・溪村 | 108   | 53                  | 49.1% | 53    | 32                             | 60.4% | 21            | 39.6% |
| 青原    | 654   | 294                 | 45.0% | 294   | 131                            | 44.6% | 80            | 27.2% |
| 合計    | 7,160 | 3,504               | 48.9% | 3,504 | 1,718                          | 49.0% | 1,035         | 29.5% |

資料) 庁内資料

## 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って最期まで生活できるよう、充実した在宅サービスや施設サービスを提供します。また、自助、互助を基本とした地域づくりを目標とする地域包括ケアシステムの構築を目指します。

## 主要施策

| 施策名                            | 取組内容                                                                                                       |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 高齢者の生きがいづくり<br>【関係主要指標：①②】   | 老人クラブへの助成、支援の充実を通して生きがいづくりや健康維持を推進します。                                                                     |
| 2 高齢者福祉サービスの充実<br>【関係主要指標：③④⑤】 | シルバー人材センターへの助成及び活性化・充実化を推進します。                                                                             |
|                                | 高齢者がこれまで培った経験や能力を生かし、関係機関と連携して社会貢献の受け皿となるよう努めます。                                                           |
|                                | 医療機関と訪問看護の24時間体制の連携を図ることで、利用者の急病時等の早急な対応ができるよう、また在宅医療・介護の連携を深めていけるよう体制整備を計画的に行っていきます。                      |
|                                | 在宅サービスについては、介護事業計画において、給付実績等に基づき今後の適正なサービス量を見込み、関係事業者とも相互に情報共有を図ることにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。               |
| 3 気軽に集まれる場づくり<br>【関係主要指標：⑥⑦⑧】  | 施設サービスについては、介護事業計画において、これまでの利用実績や入所待機者の状況等を考慮しながら適正なサービス量を見込み、関係事業者とも相互に情報共有を図ることにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。 |
|                                | 地域密着型サービスについては、介護事業計画において、今後の利用動向を踏まえながら適正なサービス量を見込むとともに、日常生活圏域において可能な限り均一にサービスが提供できるよう努めます。               |
| 4 地域包括ケアシステムの充実<br>【関係主要指標：⑨】  | 元気な高齢者が気軽に自分たちの足で通えるサロン・ふれあいの場づくりを進めます。                                                                    |
|                                | 健康づくりをはじめ、介護予防のため、「気軽に集まれる場づくり」にボランティア関係者等と協力して取り組みます。                                                     |
|                                | 社会福祉協議会や関係団体と連携し、自助、互助、共助、公助を組み合わせながら、高齢者等を包括的に支えていく地域づくりに取り組みます。                                          |
|                                | 在宅医療と介護を一体的に提供するための事業に取り組みます。                                                                              |

**主要指標** ※★印は、総合戦略の重要業績評価指数（KPI）としても位置付けている指標です。

| 総合戦略 | 指標名            | 現状<br>(令和2年度) | 目標<br>(令和8年度) |
|------|----------------|---------------|---------------|
|      | ①老人クラブ会員数      | 905人          | 950人          |
|      | ②シルバー人材センター会員数 | 188人          | 202人          |
|      | ③在宅サービス給付費     | 371,697,099円  | 348,147,000円  |
|      | ④施設サービス給付費     | 523,121,195円  | 500,178,000円  |
|      | ⑤地域密着型サービス給付費  | 218,569,772円  | 216,420,000円  |
|      | ⑥いきいき百歳体操会場数   | 32か所          | 40か所          |
|      | ⑦地域運動推進委員者数    | 124人          | 150人          |
|      | ⑧地域運動推進委員研修    | 4回/年          | 4回/年          |
|      | ⑨第2層協議体設置数     | 0団体           | 4団体           |

## 関連する個別計画

- 第8期津和野町老人保健福祉・介護事業計画

## 4-4 障がい者福祉 の充実

関連する  
SDGs17の目標



### 現況と課題

#### 1. 障がい者を取り巻く環境の変化

- 平成23年の改正障害者基本法では、「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを基本理念に掲げ、障がいのある人を“保護の必要な弱者（＝客体）”から“支援を受けつつ社会の一員として自主的に参加する者（＝主体）”へと社会全体の意識を大きく転換させるものとなっています。
- 平成28年度から障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されたことにより、国・地方公共団体等・民間業者は差別的取扱いの禁止が法的義務となります。
- 障がい者を取り巻く状況は年々変わりつつあり、障がいの種類においても多様化の傾向がみられます。さらには、人間関係の希薄化や核家族化をはじめとする家族形態の変化により、介護、支援機能が低下する等、行政の一層の支援が求められています。
- 本町では、2か所の相談支援事業所により、町内の障がい者の利便性が向上しました。
- 津和野町障害者福祉センター「はなみずき」の指定管理者を社会福祉法人つわの清流会に選定し、平成29年度（2017年度）から障がい福祉サービス事業を実施しています。

#### 2. 自立と社会活動参加の促進

- 障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進し、一般企業への就労支援や、就労継続支援B型事業所等の障がい福祉サービスの利用を進めています。
- 手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成を行い、障がい者の社会参加を支援しています。
- 地域共生社会の実現に向けて、障がい者支援施設等に入所している障がい者や、精神科病院に入院している精神障がい者が地域生活に移行する際の相談や支援等の援助を関係機関と連携して行っていく必要があります。

#### 3. 障がい者（児）や家族等への支援の充実

- 障害者手帳を新規交付する際に津和野町障がい者福祉ガイドブックを配布し、各種障がい福祉サービス事業の周知を行っています。
- 支援の必要な子どもや家族や支援者の相談、対応等への助言を行っており、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。

#### 4. 障がい理解啓発の促進

- 精神疾患を抱える方や精神障がい者の地域生活を支援するために、精神保健福祉ボランティアの養成を行い、正しい知識をもって障がいのある人のよき理解者、支援者となる人材を育成する必要があります。

#### 5. 相談体制の整備

- 町内に2か所の相談支援事業所を開設し、身近な相談先として地域での生活が安心して送れるよう努めています。
- 専門的な相談支援の実施のために、関係機関による定例会を行い、現状と課題について情報共有しています。

【身体障がい者（児）の状況：各年4月1日現在】

|             | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|-------------|-------|-------|-------|------|
| 身体障害者手帳所持者数 | 637   | 540   | 554   | 553  |
| 視覚          | 46    | 33    | 32    | 32   |
| 聴覚・平衡       | 71    | 56    | 59    | 56   |
| 言語          | 7     | 6     | 6     | 5    |
| 肢体不自由       | 356   | 308   | 309   | 307  |
| 内部          | 157   | 137   | 148   | 153  |

(単位：人)

資料) 庁内資料

【知的障がい者（児）の状況：各年4月1日現在】

|          | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|----------|-------|-------|-------|------|
| 療育手帳所持者数 | 84    | 86    | 88    | 92   |

(単位：人)

資料) 庁内資料

【精神障がい者（児）の状況：各年4月1日現在】

|                 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|-----------------|-------|-------|-------|------|
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 72    | 81    | 85    | 82   |

(単位：人)

資料) 庁内資料

## 基本方針

障がいの有無に関わらず、全ての人が地域で安心して暮らしていけるよう、障がいへの理解を促進します。また、様々な福祉サービスを充実させ、障がいのある人が地域社会の中で生きがいを持ち、自立した生活、安心した生活を送ることができるよう支援するとともに、支え合う地域社会の構築を目指します。

## 主要施策

| 施策名                                | 取組内容                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 障がい者（児）の自立と社会参加の促進<br>【関係主要指標：①】 | <p>一般企業に対し情報提供を行い、障がい者雇用に対する理解を深め、就労支援を進めます。</p> <p>公共施設のバリアフリー化促進等のハード面や障がい者に関する正しい情報提供による偏見の解消等のソフト面など環境整備を図ります。</p> <p>障がいのある人が在宅でも生活できるよう、相談支援の強化や日中の居場所を提供できるよう支援します。</p> <p>障がい者が地域で安心して自分らしい生活が出来るように、包括的な支援体制の充実を図ります。</p> |

## 主要施策

| 施策名                                | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 障がい者（児）や家族等への支援の充実<br>【関係主要指標：②】 | 身近な地域での障がい者支援を充実させるため、保健、医療、福祉、教育、それぞれの分野のさらなる連携を強化し、一貫した支援体制を構築していきます。<br>児童発達支援の事業所を町内へ開設し、放課後等デイサービス事業等の支援の充実を図ります。<br>教育・保育等に携わる者の専門性の向上に努めます。また、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築します。<br>障がい児保育が必要な私立保育所等については財政的な支援を行います。 |
| 3 障がい理解啓発の促進<br>【関係主要指標：③】         | 自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害への理解促進を図り、様々なサービスを組み合わせた総合的な生活支援等を実施します。<br>町民が障がい者のためのボランティア活動に積極的に参加できる体制づくりを進めます。                                                                                                                                                  |
| 4 相談体制の整備<br>【関係主要指標：④】            | 障害者差別解消法への対応として、対応要領等を作成し、町職員に対する研修、事業所における研修、地域住民に対する啓発活動を実施します。<br>相談支援事業所の相談支援専門員のスキルアップや、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成等に努めます。                                                                                                                                                    |

## 主要指標 ※★印は、総合戦略の重要業績評価指数（KPI）としても位置付けている指標です。

| 総合戦略 | 指標名                 | 現状<br>(令和2年度) | 目標<br>(令和8年度) |
|------|---------------------|---------------|---------------|
|      | ①障がい者就労支援による就業者数    | 1名            | 2名            |
|      | ②児童発達支援事業所の設置       | 0箇所           | 1箇所           |
|      | ③町民向け講座開催回数         | 2回            | 3回            |
|      | ④相談支援定例会及び事例検討会開催回数 | 3回            | 12回           |

## 関連する個別計画

- 津和野町障がい福祉計画
- 津和野町障がい者福祉計画
- 津和野町障がい児福祉計画

## 4-5 児童福祉・子育て支援の推進

### 現況と課題

#### 1. 子どもを取り巻く環境の変化

● 国内においては、急速な少子化が進み都市部及びその周辺地域での保育所や児童クラブへの待機児童の増加、親の働く状況の変化による乳幼児期の教育・保育の提供体制の違い、家庭や地域における子育て環境の変化等、多くの課題が指摘されています。一方、本町においては、人口減少が進むと同時に少子化傾向に歯止めがかかっておらず、出生児数も年々減少している状況にあり、少子化対策は喫緊の課題となっていることから、引き続き全ての家庭において、安心して子どもを産むことができ、子どもが健全に育つ社会環境を整えることが必要となっています。また、児童虐待や養育がうまくできない等の家庭の相談も増えていることから、子育て家庭を社会全体で支えるため、関係機関の連携を強化し、地域のみんなで子育てを支える施策が必要となっています。

● このような背景のなかで平成27年4月から子ども・子育て支援法が施行されたこととともない、「第1期津和野町子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2年度から第2期目の計画を実施し、多様な子育て支援ニーズへの対応や保育サービス等の子育て支援施策の拡充を進めています。保育ニーズへの充実や地域子育て支援拠点施設として、子育て支援センターを2か所設置し、子育て中の家庭に対して、相談指導、情報提供を行っています。また、ファミリー・サポート・センター事業や病後児保育室の設置、平成30年度からは健康福祉課内に津和野町子育て世代包括支援センター「来る未」を設置し、多様な子育て支援に対応しています。

#### 2. 保育所等の整備とニーズに合った保育内容の取組

● 保育所等については、保育士不足への対応とともに、保育士の資質向上のための各種研修会の開催や、特色ある保育園づくりが求められていることから、令和2年度から幼児教育コーディネーターを配置し、町内7か所の保育所等に対して支援を行っています。

● 保育所等の適正配置については、町内に町立認可保育所が1か所、私立認可保育所が2か所、町立小規模保育事業所が1か所、私立小規模保育事業所が3か所設置されていますが、出生数の増加が見込まない状況のなかで、園の安定した運営継続が大きな不安材料となっています。また老朽化した園舎については計画的に改修等の整備が進められています。

#### 3. 家庭や地域における子育て支援の状況

● 子育て世帯を取り巻く家庭環境は、核家族化、少子化等により大きく変動しており、共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、保育サービスをはじめとした地域における子育て支援の充実が望まれています。

● 放課後児童クラブについては、5か所の放課後児童クラブを民間委託し、支援員の確保や研修を行うことにより、支援員の質の向上を目指しています。

● 保育サービスについては、多様な子育て支援ニーズへの対応、質の高い保育サービス等、子育て支援施策を今後も継続して進めていく必要があります。

● 子育てに伴う経済的支援については、満3歳以上児の主食費及び副食費（食材料費）の支援、3歳未満児に対しては、保育料の軽減を実施しています。

● 地域で子どもを育てる体制づくりについては、「自らが学び続ける」地域総ぐるみによる0歳児からの人づくりをスローガンに、本町が目指す人財の育成に向け、乳幼児期から18歳までに関わる全ての関係者・関係機関が、系統的な教育活動の実践を行うために保育所・学校・家庭・地域の連携を図りながら、町全体で魅力的な教育環境の整備及び支援の充実を図っています。



#### 4. 妊産婦や子どもの健康の確保

- 母子保健については、病気の予防だけでなく社会適応力・生活能力・健全な心を育む等、総合的な健康づくりが必要となっており、妊婦教室、育児・栄養相談、集団親子教室、各種健康診査等を実施し支援体制の充実に努めています。
- 津和野町子育て世代包括支援センター「来る未」では、妊娠から出産、子育て期までの様々な相談に保健師や助産師が対応し、切れ目のない支援を行っています。
- 令和2年度から子ども等医療費助成事業の対象年齢を18歳到達後最初の年度末までに引き上げ、医療費の無料化を実施しています。

#### 5. 支援を要する児童への対応

- 支援を要する子どもや子育て家庭への対応としては、大きく「児童虐待防止対策」、「ひとり親家庭への支援」、「障がい児への支援」の3つの視点があげられます。
- 児童虐待防止対策については、現在、津和野町要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所や教育委員会等関係機関との連携により相談・支援に取り組んでいるところですが、ケースの多様化、複雑化が進んでいます。また、養育支援の必要な家庭については、相談の充実に努めており、今後も継続して実施していきます。
- ひどい親家庭等への支援については、自立に向けた各種支援等に取り組む必要があります。また、障がい児への支援については、各種サービスの充実を図るとともに、自立支援協議会を軸として関係機関と連携し、発育・発達状況の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見を継続して実施していく必要があります。

【保育所の状況：各年4月1日現在】

(単位：人)

| 入所児数  |    |      |     |       |    |      |     |       |    |      |     |
|-------|----|------|-----|-------|----|------|-----|-------|----|------|-----|
| 平成29年 |    |      |     | 平成30年 |    |      |     | 平成31年 |    |      |     |
| 3歳未満  | 3歳 | 4歳以上 | 計   | 3歳未満  | 3歳 | 4歳以上 | 計   | 3歳未満  | 3歳 | 4歳以上 | 計   |
| 71    | 39 | 87   | 197 | 70    | 44 | 88   | 202 | 70    | 40 | 87   | 197 |
|       |    |      |     |       |    |      |     | 64    | 44 | 83   | 191 |

資料) 庁内資料

#### 基本方針

子どもを安心して産み、育てることができるよう、地域全体で子育て支援を推進します。また、子育てに対する負担を軽減するため、子育て支援策を充実するとともに、子どもたちが安心して生活することができ環境づくりを進めます。

## 主要施策

| 施策名                                    | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 家庭・地域における子育ての支援<br>【関係主要指標：①】        | 子育て支援センターでの親子のコミュニケーションの充実を図るとともに、各種相談体制や子育て支援情報の充実、地域、ボランティア、行政が一体となった子育て支援ネットワークの推進を図ります。<br>多様な人が関わりを持ち、校種の壁を越えたつながりがある教育環境づくりを目指し、保育所や学校、地域、家庭と行政が協働して取り組む『0歳児からのひとづくり事業』を推進します。<br>少子化や公立施設の老朽化等を考慮しつつ、今後も適正な保育所配置と計画的な施設整備を進めます。                                                                                      |
| 2 妊産婦や子どもの健康の確保<br>【関係主要指標：②③】         | 「第2期津和野町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、保育サービス・子育て支援施策の充実に取り組みます。また、幼児教育コ－ディネーターを引き続き配置し、町内保育園の特色化・魅力化、保育の質の向上を推進します。<br>満3歳以上児の主食費の現物支給及び副食費（食材料費）の補助、3歳未満児の保育料の軽減等、保護者の経済的な負担の軽減に取り組めます。                                                                                                                                  |
| 3 援助を必要とする子どもや<br>家庭への支援<br>【関係主要指標：④】 | 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問等の継続的な取組をはじめ、不妊治療への支援、各種子育て相談等を通して、妊娠・出産・育児に対する不安の解消を図ります。<br>乳幼児健康診査、予防接種等の充実を通して、子どもの健康増進を推進します。<br>保健・医療・福祉・教育等が連携を密にして総合的な子育て支援体制の充実を図ります。<br>母子手帳アプリ「子育てナビ♡つわのby母子モ」を活用し町の乳幼児健康診査、支援センターの情報を図ります。<br>要支援・要保護家庭等について、関係機関と連携して児童虐待の未然防止対策の充実を図ります。<br>障がい児にかかる保育園等への受入れを促進するため、障がい児保育の推進を図ります。 |

## 主要指標

※★印は、総合戦略の重要業績評価指数（KPI）としても位置付けている指標です。

| 総合戦略 | 指標名                   | 現状<br>(令和2年度) | 目標<br>(令和8年度) |
|------|-----------------------|---------------|---------------|
| ★    | ①子育て支援センター利用延べ人数      | 1,319人        | 1,900人        |
| ★    | ②乳幼児健康診受診率(受診者／健診対象者) | 98.1%         | 100%          |
|      | ③かんがるー教室参加率(参加者／全妊婦)  | 28.0%         | 35.0%         |
|      | ④児童虐待防止啓発活動           | 1回            | 2回            |

## 関連する個別計画

- 津和野町子ども・子育て支援事業計画（第2期）

# ひとり親家庭等に 対する福祉の充実

関連するSDGs17の目標



## 現況と課題

### 1. ひとり親家庭の支援の充実

- 本町におけるひとり親家庭は増加傾向にあり、その経済状態は就労状況や養育費の受給状況により大きく差がみられます。また、支援者の不在などにより生活が孤独となりがちであり、身近な相談先や、情報共有の場が必要です。現在、児童扶養手当、遺児手当、医療費助成等により経済的支援を行うとともに、高等職業訓練促進給付金等により、各種資格取得を推進し、経済的自立を進めています。

### 2. 生活相談、生活指導の状況

- 地区担当員（ケースワーカー）や相談員の資質向上のための研修等に参加し、相談機能の充実に図るとともに、福祉資金貸付や日常生活自立支援事業等の経済的支援の充実を進めています。

### 3. 経済的自立に向けた就労指導の状況

- 平成27年度から実施している生活困窮者自立支援事業については、町社会福祉協議会への事業委託により相談窓口を開設し、生活困窮者の世帯ごとの課題に対して、経済的および社会的な自立に繋がるよう相談支援を実施している他、福祉事務所内に就労支援員を配置し、職業安定所等と連携し、就労定着への支援を行っている。

### 4. 生活保護行政の状況

- 本町における生活保護受給状況については、令和3年9月末現在で生活保護世帯数22世帯、被保護者数25人、保護率3.57パーミル\*となっています。保護申請は年々減少傾向にあり、高齢者の死亡や施設入所、公的年金受給などの他法他施策活用に伴う保護廃止により、世帯数・被保護者数ともに減少傾向にあります。\*パーミル：1,000分の1を1とする単位。記号は%
- 被保護世帯への支援体制充実を図るため、民生児童委員や関係機関と連携を強化し、被保護者への指導及び生活課題に対する助言を行うとともに、研修等への参加を通じて、担当するケースワーカーの資質向上に努めています。
- 生活保護制度に関する相談については、ケースワーカーがきめ細やかな制度説明を行うとともに丁寧な相談受付を行っています。

【本町の生活保護世帯の推移：各年3月31日現在】

|    | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 世帯 | 40     | 39     | 36     | 27     | 26    |
| 人数 | 48     | 47     | 45     | 35     | 30    |

(単位：人)

資料) 庁内資料

## 基本方針

生活の安定に向けて各種相談や生活指導の充実に努め、それぞれの実情に応じたひとり親家庭の支援、生活困窮者支援、生活保護行政を推進します。

## 主要施策

| 施策名                            | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 ひとり親福祉の充実<br>【関係主要指標：①】      | ひとり親家庭が安心した子育てや生活が送れるよう、各種制度、相談支援体制の充実を図ります。                                                                                                                                                                                                       |
| 2 生活相談、生活指導の充実<br>【関係主要指標：②】   | 母子父子寡婦福祉資金貸付制度、日常生活支援事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の適切な運用を進めます。<br>ケースワーカーや相談員のスキルアップのため、各種研修会等に参加し、相談機能の充実を図ります。<br>社会福祉主事の資格認定通信課程の受講を軸として、社会福祉全般に関する専門的知識を習得することにより、ケースワーカーの資質の向上に努めます。                                                            |
| 3 経済的自立に向けた就労の促進<br>【関係主要指標：③】 | 民生児童委員と研修会等を通じて意見交換の場を設けるとともに、被保護者に対する目的達成のための必要な指導や、要保護者からの自立助長を求める相談に応じて必要な助言を行います。<br>ケースワーカーが処遇困難なケース等に対して指導援助体制及び生活保護相談の充実を図ります。                                                                                                              |
| 4 生活保護行政の確立と推進<br>【関係主要指標：④】   | 社会福祉協議会及び就労支援員と連携を密にしながら生活保護に至る可能性のある生活困窮者に対し、生活保護に至る前に生活の安定と自立につながるよう就労も含めた積極的な支援に取り組むとともに、生活保護と生活困窮者自立支援の相互で切れ目のない生活支援ができる体制を整えます。<br>生活困窮状態から早期に脱却できるよう、庁内連携体制の強化、伴走型の相談体制と家計相談等の生活困窮者自立支援事業の充実を図ります。<br>職業安定所と連携して、ひとり親及び被保護者に多方面からの就労指導を行います。 |
| 5 生活保護行政の確立と推進<br>【関係主要指標：④】   | 被保護世帯の状況に応じた的確な実態把握に努め、必要に応じて調査を実施し、関係機関との連携・協議のもと個々の状況に基づく助言・指導を行います。<br>必要なケースワーカー数を確保し、関連機関との情報の共有化や研修等において連携を図り、保護の適正な運営に努めます。                                                                                                                 |

## 主要指標

※★印は、総合戦略の重要業績評価指数 (KPI) としても位置付けている指標です。

| 総合戦略 | 指標名                                   | 現状<br>(令和2年度) | 目標<br>(令和8年度) |
|------|---------------------------------------|---------------|---------------|
|      | ①ひとり親家庭支援制度の周知                        | 1回            | 2回            |
|      | ②相談機能充実のための各種研修会等への参加実績               | 3回            | 6回            |
|      | ③就労支援による児童扶養手当全部支給割合<br>(全部支給者／受給資格者) | 33%           | 25%           |
|      | ④被保護者健康管理支援事業対象者の事業参加数                | 2名            | 4名            |

## 関連する個別計画

●なし

## 4-7 社会保障の充実

関連するSDGs17の目標



### 現況と課題

#### 1. 国民健康保険制度の状況

- 国民健康保険は、加入者の年齢層が高く、所得水準が低い傾向があること、高度医療化していること等の現状を踏まえ、国民健康保険に対する理解と啓発を進めていく必要があります。

#### 2. 介護保険制度の状況

- 第8期介護事業計画に基づいた介護保険制度の適正な運営と併せ、給付費適正化への取組が求められています。すが、限られた人員の中で通常業務に加えて給付費適正化に向けた調査・分析を進めていくことが難しい状況にあります。事業所への実地指導のみならずケアプラン点検等の効果的な取組に向け、他市町村の状況も参考に検討・実施していきます。
- 介護（予防）サービスの質の向上に向けた取組を進めるため、介護従事者を対象とした研修会の開催等、事業所間の情報共有が図れる機会を設けていきます。

### 基本方針

国民健康保険については、県や関係機関と連携し、保険税の収納率向上や特定健診等予防事業及び健康づくり事業を推進し、安定的な国民健康保険事業の運営を目指します。

介護保険については、介護を必要とする方が適正なサービスを受けられることができる安定的な介護保険事業の運営を目指します。

### 主要施策

| 施策名                          | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 健全な国民健康保険の運営<br>【関係主要指標：①】 | 広報や医療費通知等により国民健康保険制度の周知と被保険者の健康管理意識の高揚を図ります。<br>疾病の早期発見や早期治療のため、特定健診や人間ドック等の保健事業の充実による健康づくりを推進します。<br>医療給付費の適正化に向けて、レセプト点検の強化、重複受診者等に対する適正受診の周知や保健指導に努めます。<br>財源確保のための適正な税率の見直しや口座振替推進をはじめとする保険税の収納率向上を図ります。<br>平成30年度から国保運営の中心的役割を担う事となった県や、その他の市町村など関係機関と連携し、安定的な運営に努めます。 |
| 2 介護保険制度の適正な運営<br>【関係主要指標：②】 | 介護給付費の適正化を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                             |

### 主要指標

※★印は、総合戦略の重要業績評価指数（KPI）としても位置付けている指標です。

| 総合戦略 | 指標名                      | 現状<br>(令和2年度) | 目標<br>(令和8年度) |
|------|--------------------------|---------------|---------------|
|      | ①国民健康保険税収納率<br>(収納額／調定額) | 99.4%         | 99.5%         |
|      | ②介護保険料収納率<br>(収納額／調定額)   | 99.6%         | 99.7%         |

### 関連する個別計画

- 津和野町国民健康保険 第1期データヘルス／第3期特定健康診査等実施計画

## 4-8 地域医療の確保と充実

### 現況と課題

#### 1. 地域医療の確保と充実の取組

- 地域医療については、指定管理者である医療法人橘井堂が津和野共存病院、日原診療所、介護老人保健施設「せせらぎ」、訪問看護ステーション「せきせい」の運営に当たっています。また、これらの施設の管理及び運営に対する指導・助言のため、津和野町医療・介護統括管理者を設置し、指導・助言を実務的に進めていくため、管理者を補佐する役割を担う統括副管理者を設置しました。
  - 益田圏域においては、各医療機関が急性期・回復期・慢性期とそれぞれが機能分担して連携することで医療の質と量の確保を目指しています。
  - 津和野共存病院においては地域包括ケア病床を導入し、従来の在宅復帰支援をさらに広い視野で捉え、多職種協働でサービスを提供しています。
  - 日原地域で唯一の医療機関である日原診療所を移転し、レントゲン機器の導入等、診療所としての機能を強化します。
  - 救急医療については、益田広域消防本部及び津和野分遣所、日原分遣所と連携し、高規格救急自動車やドクターヘリによる迅速な救急搬送体制を構築しています。なお、津和野共存病院の診療時間内においては、電話でのトリアージを含め、比較的軽度の救急患者の初期段階に対応できるよう、医療スタッフを配置しています。
  - 休日診療は津和野共存病院で対応しています。
  - 医師の高齢化等により、民間の医療機関が減少しています。また、医師、看護師及び放射線技師等地域医療を支えるあらゆる職種の医療従事者確保が課題となっています。
  - 地域医療を担う医師の確保については、地域医療の現場において、医療スタッフの不足による診療科の閉鎖等が進んでおり、高齢化の進展により在宅医療スタッフの需要はさらに増えるものと考えられており、今後の課題となっています。
- #### 2. 通院手段の確保
- 医療機関から離れた場所で生活されている方の通院手段の確保が課題となっています。
  - 現在町内には産科及び分娩可能な医療機関がないことから、妊産婦とその家族にかかる通院費の負担が課題として挙げられます。少子化傾向が進む中、対策の一つとして通院費の一部を補助する経済的支援を行う事で、母子共に安全安心な分娩を確保することに努めています。

### 基本方針

全ての町民が住み慣れたまちで、心身ともに健康で安心して生活できるよう、圏域内の医療機関と機能分担を図りながら、必要な医療サービスを受けられる地域医療体制を維持します。

## 主要施策

| 施策名                                  | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 医療体制の整備充実<br/>【関係主要指標：①②③④】</p> | <p>地域医療の維持・継続のために引き続き医療従事者確保にあらゆる手段を講じて最大限の努力をします。</p> <p>医療のみを単独で提供しても総合的なクオリティオププライフの改善にならないことから、保健・福祉との連携を組織的に構築し住民の安全と安心を総合的に向上させることを基本とし、在宅医療の強化を図ります。</p> <p>限られた医療資源の効果的な活用を図るため、町民が平素からかかりつけ医を持ち、急病の際の救急措置や日常の健康管理についての知識の習得と意識の向上ができるよう支援します。</p> <p>医療機関同士の連携や機能分担により、地域に存在する医療資源の効果的な活用を図ります。</p> |
| <p>2 通院手段の確保<br/>【関係主要指標：⑤】</p>      | <p>町外の医療機関で妊婦健診や分娩を行う妊産婦に対して通院費等を助成し、経済的負担の軽減と妊産婦が安心して通院できる環境の整備に努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |

## 主要指標

※★印は、総合戦略の重要業績評価指数 (KPI) としても位置付けている指標です。

| 総合戦略 | 指標名               | 現状<br>(令和2年度) | 目標<br>(令和8年度) |
|------|-------------------|---------------|---------------|
|      | ①巡回診療の実施          | 実績なし          | 町内2か所で実施      |
| ★    | ②医学生奨学金貸与者数(医師)   | 3人            | 1人            |
| ★    | ③医学生奨学金貸与者数(看護師)  | 3人            | 1人            |
| ★    | ④医療技術者等修学資金貸与者数   | 0人            | 1人            |
| ★    | ⑤妊産婦通院サポート事業の申請者数 | 25件           | 40件           |

関連する個別計画

●なし

## 4-9 人権・同和問題と多様性の尊重

### 現況と課題

#### 1. 人権・同和問題の取組

- 人権・同和問題の解決は行政の責務であり、「部落差別の解消の推進に関する法律」や「津和野町人権・同和行政基本指針」に基づき、あらゆる差別の解消に向け積極的な啓発活動や施策を行い、差別のない明るいまちづくりを推進する必要があります。
- 同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等様々な人権問題はそれぞれの対象ごとに特有の問題を有しています。また、インターネットによる人権侵害や新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別など、新たな課題が発生しています。
- 町民一人一人があらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、差別の現実を知り、あらゆる人権問題を自らの課題として捉えることができるよう、津和野町人権・同和对策推進協議会、行政、学校、家庭、地域が連携し、今後も継続して啓発を行う必要があります。町職員に対しては、町や関係機関が実施する人権・同和問題に関する研修会への受講を促進しており、今後も充実した研修の実施を図る必要があります。

#### 2. 男女共同参画社会への意識の改革

- 国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されましたが、依然として性差による差別、固定化された性別役割分担意識により、生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行・慣習が残っています。このようなか、令和2年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、男女共同参画社会の実現に向けた取組の強化がより一層求められています。
- 本町においては、平成22年に制定した津和野町男女共同参画推進条例に基づき、少子高齢化の急速な進展や人口減少などの様々な社会情勢やこれまでの取組を踏まえた「第2次津和野町男女共同参画計画」を平成31年に制定し、総合的、計画的に施策を展開しています。
- 地域での慣習・しきたりや固定的な社会通念の見直しに向けた機運の熟成への積極的な取組が必要となります。

#### 3. 家庭・地域・学校・職場等による男女共同参画の推進

- 性別による固定的役割分担意識による男女間格差や、あらゆる分野においての方針決定の場への女性の参画等様々な課題があります。
- 女性が積極的に参画できる体制の整備と女性の人財育成が必要となります。
- 本町においては、島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域における男女共同参画社会の啓発を推進しています。
- 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策や重要事項などについては、津和野町男女共同参画推進委員会において、調査審議を行っています。
- 男性も女性ともに、家庭（子育て・介護等）と仕事・地域活動を両立することができる環境づくりを進めていきます。

## 関連するSDGs17の目標



### 【女性議員・委員比率：令和2年4月1日現在】

| 区分                 | 議員・委員数(人) |     | 女性比率 (%) |                 |
|--------------------|-----------|-----|----------|-----------------|
|                    | 男         | 女   | 合計       | 津和野町<br>県内市町村全体 |
| 議会議員               | 11        | 1   | 12       | 8.0             |
| 地方自治法180条の5に基づく委員会 | 355       | 117 | 472      |                 |
| 教育委員会              | 2         | 2   | 4        |                 |
| 選挙管理委員会            | 3         | 1   | 1        |                 |
| 監査委員会              | 2         | 0   | 2        |                 |
| 農業委員会              | 9         | 2   | 11       |                 |
| 固定資産評価審査委員会        | 3         | 0   | 3        | 25.4            |

資料)島根男女共同参画室「しまねの男女共同参画年次報告」

### 【女性審議会委員比率：令和2年4月1日現在】

| 区分                              | 審議<br>会数 | 委員数(人) |    | 女性比率 (%) |         |
|---------------------------------|----------|--------|----|----------|---------|
|                                 |          | 男      | 女  | 津和野町     | 県内市町村平均 |
| 地方自治法202条の3に基づく<br>法令・条例等による審議会 | 32       | 280    | 89 | 24.1     | 26.9    |

資料)島根男女共同参画室「しまねの男女共同参画年次報告」

## 基本方針

同和問題をはじめあらゆる人権問題の根絶を目指し、多様性を認め合い真に一人一人の人権が尊重され、誰もが対等な社会の構成員として心豊かで明るく住みよいまちづくりを進めるとともに、町民一人一人が活躍できる環境づくりを推進します。

## 主要施策

| 施策名                         | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 人権・同和対策の推進<br>【関係主要指標：①②】 | <p>「部落差別の解消の推進に関する法律」や「津和野町人権・同和行政基本指針」に基づき、総合的に施策を進めます。</p> <p>町民一人一人が同和問題やその他の人権課題について正しく理解し、自らの課題として差別意識の解消に取り組むことができるように効果的な啓発を行います。町民一人一人の参加を促進するため、今後あらゆる場における人権・同和教育、啓発の充実を図ります。具体的には、定期的な講演会、学習会の開催等を推進します。</p> <p>関係機関との連携を継続して行うとともに、相談事業について町民へ周知を図ります。</p> <p>町職員が人権・同和問題に関する正しい知識を習得するため、今後継続的に人権・同和問題の研修会への参加を促進するとともに、町職員の人権意識の向上を図るため独自の研修会を実施します。</p>                                                                                       |
| 2 男女共同参画の推進<br>【関係主要指標：③④】  | <p>固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるよう、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、島根県男女共同参画サポーターとともに男女共同参画についての正しい理解を促進するための広報・啓発、学習、教育に取り組みます。</p> <p>男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に共同して参画できる機会の確保に向けて、町審議会等委員への女性の参画推進や女性の人財育成に取り組めます。</p> <p>男女がともに仕事と家庭を両立し、地域の一員として地域活動にも携わることができきる環境づくりのため、家庭、地域における男女共同参画の推進や、職場における妊娠出産に関することへの配慮、子育て支援の充実に取り組めます。</p> <p>男女の個人としての尊厳を尊重する社会づくりに向けて、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重等の意識啓発に取り組めます。</p> |

## 主要指標

※★印は、総合戦略の重要業績評価指数 (KPI) としても位置付けている指標です。

| 総合戦略 | 指標名                         | 現状<br>(令和2年度) | 目標<br>(令和8年度) |
|------|-----------------------------|---------------|---------------|
|      | ①人権・同和问题講演会等の回数             | 7回            | 10回           |
|      | ②町職員の人権・同和问题研修参加数<br>(延べ)   | 32人           | 100人          |
|      | ③島根県男女共同参画サポーター<br>の町内男性の人数 | 0人            | 1人            |
|      | ④男女共同参画講座を開催した<br>公民館の割合    | 0%            | 100%          |

## 関連する個別計画

- 津和野町人権・同和行政基本指針
- 第2次津和野町男女共同参画計画